

News Letter 種

- 喜びと笑顔に出会うために -

Vol.21
2025年7月

猛暑お見舞い
申し上げます

Index

- p.1 終戦から80年目の夏に
弁護士 石橋伸子
- p.2 SNS 時代の民主主義
弁護士 高島 浩
- p.4 静かな退職に立ち向かう
弁護士 高橋弘毅
- p.5 中野サンプラザ再開発にみるこれからのまちづくり
弁護士 平田尚久
- p.6 生活単位の多様化と成年後見制度改正
弁護士 二宮淳次
- p.7 拘禁刑の創設
- 「懲らしめ」から「再犯防止」へ -
弁護士 中馬康貴
- p.8 不祥事における問題の深刻化を防ぐには
- フジテレビ問題を契機として -
弁護士 井口奈緒子
- p.9 いじめ調査第三者委員の難しさややりがい
- いじめ調査に関わる弁護士の立場から -
弁護士 福永晃一
- p.10 公益通報者保護法改正とフリーランス
弁護士 山添慎一郎
- p.11 「随意契約」について考える
弁護士 稲田 優
- p.12 指定管理者制度問題解決ミーティング in 北九州
第13回政策コンテンツ交流フォーラムKOBE
「合意形成学」を受講してきました!
オンライン勉強会実施中です



弁護士 石橋伸子

終戦から80年目の夏に

終戦から80年目の夏を迎えました。

無条件降伏を受け入れた「敗戦」は「終戦」と表現され、戦勝国が敗戦国の軍人らを東京裁判にかけた時、敗戦国の最高責任者は訴追されることなく、国の基本法である憲法は戦勝国によって与えられて戦後の日本は始まりました。焦土と化した日本は「奇跡の復興」と呼ばれた経済復興を成し遂げましたが、バブル経済崩壊の後には失われた30年を経験し、

今、ロシアのウクライナへの侵攻を、イスラエルとガザの戦闘を、止めることが出来ない世界で、地球温暖化により毎年過酷になっていく気候変動の結果をさまざまに受けながら、令和の米騒動に直面しています。

天皇皇后両陛下は今年4月には硫黄島を、6月初旬には愛子様を伴って沖縄を訪問されました。いずれも天皇の名の下に戦った太平洋戦争の激戦地^(注1、2)です。両陛下の慰霊と戦争の記憶を次世代に伝える旅は、6月20日に広島、7月にモンゴル、9月に長崎へと続いていきます。

「木の上の軍隊^(注3)」—終戦に気づかないまま2年間もの間、木の上で生き延びた2人の日本兵の実話に着想を得た井上ひさしさん原案の舞台劇が映画化され、今年7月下旬に劇場公開されるとのことです。監督・脚本は平一紘さん、沖縄で生まれ育った35歳。沖縄戦のことは良く知っていると思っていたが、実はそうではなかった、戦争を知らない自分がこの作品を作っているのだろうかと自問自答した、とTV番組のインタビューで答えていました。若い世代が戦争の記憶の風化と平和への希求に挑戦しています。

第2次世界大戦中にフィリピンで日本軍と戦った父親が、原爆投下について「悪いことをした」と語っていたという、詩人で芸術家のパティ・スミスさんは、2025年、原爆や森林火災等をテーマとした作品展を東京で開催した際、広島を訪れ、原爆慰霊碑に献花して「私は今日、父に代わって許しを請うためにこの地に来た」「米国では核兵器は(防衛手段の)可能性として語られるが、核は破滅以外何もたらさない」「語り続けなければならない。死者を忘れてはならない」「世界を変えるのは1人1人。協働しなければ何も変わらない」「心折れるようなできごとばかりの世界だけれど、あきらめてはいけな」と語りました。^(注4)

死者の分も生きて、非戦と独立を、果たせなかった夢を、きっと引き継ぎ、そして途方もない夢を繋いでいきます。微力ではありますが無力ではないことを信じて生きていきます。

戦後日本には民主主義が連合国によって与えられました。旧体制と闘って勝ち取った民主主義ではなく、戦争に敗けて与えられた民主主義ではありますが、私たちはその価値を捉えられてきたのでしょうか。

ところで、世界における民主主義の状況はどうでしょうか。終結しない侵攻や戦闘、そして市民的自由が剥奪されていく世界の様々な地域の状況は、報道等で垣間見るところですが、そうしたことから受ける体感と、世界全体ではこの18年

程度の間に民主主義は全体的に後退(衰退)していった傾向にあるということは、やはり符合すると言わざるを得ません。比較憲法が専門の横大道聡さんは、2025年6月、「米国の非政府組織フリーダム・ハウスは、政治的権利(選挙の自由や政治参加)、市民的自由(表現の自由、結社の自由、法の下での平等)を評価基準として各国の自由度を数値化しているが、24年報告書では、世界の自由度は18年連続で低下、世界人口の約38%が「自由でない」国に暮らし、「自由」な国に住む人はわずか20%である。つまり、世界の約4割の国々で、表現の自由の悪化、選挙の自由・公正性の喪失、司法や立法など統治機構の独立性の低下といった、民主主義の根幹をなす制度の機能不全が共通して観察されるのである。」と分析しています。^(注5)

私たちの住む日本の「自由」度はどうでしょうか。自分で考え、自分で行動し、他者と対話をし、合意形成する…この気の遠くなるような面倒を避けることによって失う価値と、この面倒に立ち向かう勇気との間に私たちの明日があります。

猛暑の夏に「種」をお届けいたします。涼しいところでお読みいただければ幸いです。

引き続き当事務所メンバーにご愛顧を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

2025年 7月

(注1) 硫黄島の戦いについては、大宅壮一ノンフィクション賞を受賞した「散るぞ悲しき一硫黄島総指揮官・栗林忠道」(梯久美子著、新潮文庫)

(注2) 沖縄戦の当時、県民の命を守ろうとして、沖縄本島を南進する中で消息を絶った県知事島田叡(兵庫県出身)、そして警察部長荒井退造(栃木県出身)を描いた映画「島守の塔」に関し、2025年6月に「上映権付 映画『島守の塔』Blu-rayおよびDVD セット」が発売されています。

(注3) 映画「木の上の軍隊」公式サイト<https://happinet-phantom.com/kinouenoguntai>

(注4) 「好書好日2025.05.28、『バンクの女王』パティ・スミスさん、広島で被爆者と対話『許しを請うために来た』父は元米軍兵士」より

(注5) 「法の支配」の危機(中)一撃で解決する手段はない 横大道聡・慶応義塾大学教授 日経新聞 2025.6.12



弁護士 高島 浩

| SNS時代の民主主義

情報の自由市場に潜む脅威

戦後の日本では表現の自由が保障され、多様な意見を表明できる情報の自由市場が築かれています。80年という節目の年にあたり、あらためて情報の自由市場が民主主義にとって不可欠であることを再確認させられます。

ところが近年、選挙のたびにSNSなどで流布されるデマが大きな問題となっています。特定の候補者や政党に関わる虚偽の投稿や動画が拡散され、有権者の判断を惑わす例が後を絶ちません。ネット空間は本来、誰もが自由に意見を述べ、容易に様々な情報にアクセスできる場であり、SNSは若い世代に政治への参加を促すことのできる重要なツールのはずです。しかし現実には、一部の悪意ある投稿者(特定の候補者を落選させようとする意図があれば、過激な投稿で閲覧数を稼いで収益を得る目的もある)が虚偽の情報や意図的に切り取った情報を流し、それが拡散されることで健全な情報の流通市場が歪められています。特に選挙運動期間という短い期間中に虚偽の情報が集中的に投入されれば、投票日までに対抗言論により是正することはほぼ不可能であり、このような現象もまた民主主義に対する深刻な脅威と言えます。

この問題は我が国に限らず、他の国々においても対策が

模索されています。中国やロシアでは、SNSの利用に際して実名登録を義務づける制度が導入されています。発言内容と実在の個人が結びつけられるようにすることで不都合な言論を抑止しようとする発想ですが、このような制度が表現の自由と相容れないことは明かです。韓国でも一時期、インターネットの掲示板などに書き込む際に実名確認を義務づけましたが、憲法裁判所が違憲と判断し、制度は廃止されました。興味深いことに、実名制を導入した期間中においても誹謗中傷やデマの割合は顕著に減らなかったという調査結果があります^(注1)。

デマに対して取り得る対処法

匿名による表現の自由が保護されなければならないことは歴史的にも明かです。米国の連邦最高裁は、独立戦争後に合衆国憲法の批准を推進するために書かれた論文「フェデラリスト・ペーパーズ」が偽名で発表されたことを引用し、匿名言論は自由を擁護するための武器であったと明言しています^(注2)。我が国でも戦前の苦い経験を忘れてはならず、国家が匿名言論を制限するような法律の制定を許容すべきではありません。

それでは、匿名言論を保護しつつデマをいかに抑えるか。差し当たって方法は2つ存在すると考えます。

①事業者による対応

デマ対策といえども、国家が情報の自由市場に介入するような制度は認められません。そのため、基本的にはSNSを運営するプラットフォーム事業者がファクトチェックや削除といった措置を自主的に行う制度設計が必要です。EUではプラットフォームに対して違法情報の削除や政治広告の透明性を求める「デジタルサービス法（DSA）」を導入しており、ドイツでは、ネット上の偽情報に対応する「NetzDG法」により一定の通報があった投稿を短時間で削除しなければならない制度を設けています。我が国においても、本年4月1日に施行された「情報流通プラットフォーム対処法」において、一定規模のプラットフォーム事業者には、権利侵害情報の受付・通報体制を整備し、調査と削除判断を迅速に実施することが義務付けられています。いずれもネット空間における匿名表現の自由を認めつつ、明確なデマや危険情報に対して民間の手による素早い対応を求める制度です。

これに加え、我が国では、動画再生回数に応じた収益を目的に過激な選挙関連の投稿を繰り返す者への広告収入

を停止する措置の導入が議論されています。この議論においてプラットフォーム事業者からは「投稿が選挙に関するものかどうかを判断するのは難しい」との意見が出ており、制度化は簡単ではありませんが、選挙に関わるかどうかを問わず、政治的な意見表明を内容とする投稿を課金の対象としない対応を取ることは可能と思われます。

②司法を通じた対応

以上のようなプラットフォーム事業者による対応もマンパワー等による限界があり、削除されるのはごく一部の不適切投稿に限られることが予想されます。このような現実を踏まえると、裁判所を通じた事後的な措置、すなわち発信者情報開示命令や保全命令の手続による「発信者の特定」や「書き込みの削除」を求める対応が現実的かつ重要な手段となってきました。ただし、この手段を利用するとしても、プロバイダ側のログ情報の保存期間が短いため、投稿から数週間経過すると発信者の特定は極めて困難となります。裁判所を通じた手続の実効性を担保するため、プロバイダに対しログ保存期間の延長（少なくとも半年程度）を義務付けるべきと考えます。

プラトンの忠告への挑戦

AIの進化により、デマはますます過激となり、ときには真実を装って読み手に迫ってきます。このような偽物があふれる市場の中で、我々は本物を選び取っていかなければなりません。情報の自由市場からデマを排除することはできない以上、国民一人ひとりが情報の真偽を見抜く力、情報の出典を確認する力を身につけ、特定の情報源に依存せず多様な媒体から情報を収集する習慣を身につけることが、民主主義を護っていくうえで極めて重要です。

今から約2400年前、古代ギリシャの哲学者プラトンは、民主政はデマゴーグ（扇動政治家）に影響されやすい衆愚政治に陥り、力づくで人々を従わせる僭主の支配に移行すると説きました。その忠告のとおり、世界では困難に直面するたびにポピュリズムが台頭し、民主主義的な手続を経た独裁者が生み出されてきました。このような民主主義の弱点は、誰も解くことのできない命題として我々の社会に提示され続けています。

我が国が自由民主主義を手にして僅か80年。デマに惑わされず、情報の自由市場から多様な情報を得るために、全ての世代で知恵を出し合いデマに立ち向かう力が試されています。

(注1) 柳文珠「韓国におけるインターネット実名制の施行と効果」(2013年)

(注2) Talley v. California事件判決(1960年)は、匿名での政治的意見の発表を禁止するロサンゼルス市の条例が、憲法で保障された表現の自由を侵害すると判断した。



静かな退職に立ち向かう

弁護士 高橋弘毅



静かな退職

価値観の変化により、「静かな退職」をする社員（以下、「静かな退職者」）が世代を問わず増加しているようです（「静かな退職」の定義は一つではありませんが、本稿では、最大公約数的な「まるで退職したかのように、仕事に対する意欲や熱意を持たず、必要最低限の業務のみをこなす働き方」のことを指します。）。これは経営者にとってしんどいニュースです。

想定される事態

自社に「静かな退職者」が現れたときのことをシミュレーションしてみました。

①その社員は、多くの場合、可もなく不可もない程度の仕事しかせず、受け身で向上心もないため、それで足りる業務か人手が足りない業務を担当させるしかない→②退職する意思がなく、解雇することも難しいため、退職してもらうことができない→③解雇することが難しいと知っているため、その社員は自分を変えようとしない→④賃金原資に限りがあるため、新たに人材を採用することができず、その社員に引き続き①の業務を担当してもらうしかない→⑤それらを見て、他の社員も不満を募らせて徐々に仕事に対する意欲や熱意を失い、離職や「静かな退職」に至る→⑥何とか新たに人材を採用しても、①～⑤を敏感に感じとり、同様に、仕事に対する意欲や熱意を失い、離職や「静かな退職」に至る→⑦顧客のニーズに応えられなくなり、業績が悪化する。

これらの結果、経営者が疲弊し、事業に対する意欲を失うという事態が起きるとすれば、それは最悪です。そしてそれは、「静かな退職者」が増えるほど可能性が高まります。

そのため、もし、自社に「静かな退職者」がいる、あるいは現れる可能性があることを否定できないならば、その社員を何とかして「静かな退職」から「復職」させるとともに、「静かな退職者」が新たに現れないようにしなければなりません。

立ち向かう

それでは、どのような対応をするべきか。それは、「静かな退職」に至った又は至り得る要因を分析し、その要因に応じた対応をすることであり、その対応は様々考えられると思いますが、この要因の分析においては、要因としてよく挙げられる、①給与と仕事が見合っていない、②評価の基準が不透明である、③会社の将来性や成長可能性に不安がある、④理念や目的に共感できない、⑤仕事の進め方に不満があるといったことだけでなく、そもそも経営者が社員に対して「静かな退職」とは異なる働き方を求めてきたのか、求める働き方をしっかり伝えてきたのかということも見逃してはならないと思います。

「静かな退職者」は、自身は義務を果たしていると思っていることに特徴があるようです。しかし、労働契約は、社員が会

社の指揮命令の下で労務を提供し、会社がその労務に対して賃金を支払う契約であり、会社は、理念や目的を実現するために必要であれば、労働契約書や就業規則に具体的に明記していなくても、その提供すべき労務の内容あるいは指揮命令の一環として、仕事に対する意欲や熱意を持ち、能動的に業務に当たって仕事に付加価値を付けるといった「静かな退職」と真逆の方向の働き方も社員に求めることができます。それにもかかわらず、社員がそのように思っているとすれば、それは、経営者にそのつもりがなくとも、社員に対して、暗に「静かな退職」でも良いと伝えていたということにはほかなりません。

そのため、経営者は、社員に対して、求める働き方は「静かな退職」ではなくこうだ（それは、上記の「静かな退職」と真逆の方向の働き方であるはずです。）と伝える必要があります。そして、それには、就業規則に社員が「しなければならないこと」としてその働き方を明記すること（就業規則は、社員が遵守すべきルールを定めるものですが、会社は、それを通して、自社の社員のあるべき姿を描くことになります。社員が「してはならないこと」ばかり定められている就業規則をよく見ますが、「してはならないこと」をしなければそれでよいと思っている経営者はいないはずです。もっと踏み込んで記載するべきですし、このようなことであれば、記載しても何ら問題はありませぬ。）や、評価基準や評価項目に具体的に落とし込みそれを周知することが肝要だと思いますが、それだけで社員に伝わることはありませんので、定期面談、社内勉強会、朝礼等の場面や日々の業務において社員と対話を繰り返し、伝わらず心が折れそうなきががあっても自らを奮い立たせて、「なぜそれをあなたに求めるか」、「それが会社とあなたにとって何の意味があるか」などを相手に合わせて具体的に伝えていくことも重要です。なお、社員は経営者の言行をよく見ており、経営者の言っていることとやっていることが違うと感じると、聞く耳を持たなくなりますので、自らの言行は常に一致させることも必要だと思います。

社内に人材はいる

あらためて考えると、「静かな退職者」も期待をして入社をしてもらった人です。「静かな退職」をするまでの間に有用なスキルも身に付けているはずで、世に本当に人材がいらない中、直ちにその社員に代われる人材を採用できるかというと、そう簡単ではありません。

そのように考えますと、「静かな退職者」が熱意や意欲を取り戻したならば、あるいは「静かな退職者」が現れることを阻むことができたならば、有為な人材を新たに獲得したのも同然といえます。その社員にとっても、同じ時間を過ごすのであれば、「静かな退職」をしない方が断然幸せなはずで、

まだ、打つ手はあります。お声掛けいただければ、一緒に考えさせていただきます。



中野サンプラザ再開発にみる これからのまちづくり

弁護士 平田 尚久



中野サンプラザの再開発事業が白紙に

建築資材や人件費の高騰を受け、再開発計画の見直しを余儀なくされる事例が後を絶ちません。

本年3月には、東京都中野区の中心地に位置する中野サンプラザとその周辺の再開発計画が白紙化されると発表されました。当初1810億円と見込まれていた事業費が、3500億円超にまで高騰したことが計画見直しの原因であったと報じられています。

中野サンプラザは、1973年に国の外郭団体が所有する施設として整備され、コンサートホールが「アイドルの聖地」と呼ばれるなど、中野区のシンボルとして愛されてきました。他方で、ホールの収入のみでは採算が合わず、2004年には区が出資する外郭団体が土地・建物を買い受けて運営を承継したものの、早くから再開発が計画されていました。

今日における市街地再開発事業の難しさ

中野サンプラザの再開発には、都市再開発法に基づく第一種市街地再開発事業という制度が利用される予定でした。第一種市街地再開発事業とは、細分化された土地を一体的に再開発して高層ビルなどを建築することにより、土地を高度利用することを狙いとする手法です。地権者には、再開発によって建築された建物の床（権利床）を与えるか、清算金を支払うことによって、従前の土地や建物と同等の財産を保障しつつ、新たに生み出された床（保留床）を売却することによって事業費をまかなうことができるとされます。この制度は、再開発のコストを抑えることができるため、全国の再開発案件で多く利用されてきました。

高度経済成長期における都市の急激な人口増加に対応するためには、こうした手法による土地の高度利用促進が有効であったことは疑いありませんが、今日の人口減少社会にあっては保留床に対する需要が低下しており、特に地方都市ではこのような事業モデルが成り立ちにくくなっています。そこに加えて建築費の急激な高騰により、再開発事業の事業性が著しく悪化し、事業の見直しを余儀なくされています。

中野サンプラザ白紙化の背景

中野区が、中野サンプラザの再開発計画を白紙化すると報道を見たとき、私は、東京都23区内においてすら再開発事業の採算が取れなくなってしまったのかと、衝撃を受けました。しかし、ニュースを追ってみると、事業費の高騰が判明した後に、再開発事業を担う事業者から、保留床として分譲する住宅の比率を4割から6割に上げる調整案が提示されていることが分かりました。つまり、採算性だけを考えるのであれば、再開発事業を前に進める選択肢も残されていたのです。

しかし、区長は最終的にこの案を拒否しました。

区長は、朝日新聞のインタビューにおいて、サンプラザのDNAである大ホールや、子供の遊び場など、区民の施設について当初計画との間にずれが生じてしまったことが、事業計画を白紙化した理由であったと述べています。中野サンプラザの再開発は、元々、最大収容人数1万人規模のアリーナ新設を柱として進められていましたが、サブカルチャーの街として注目を集めるようになった中野の街に合わないのではないのかといった疑問の声が上がっていました。現中野区長は、2018年の区長選において中野サンプラザの再開発見直しを表明しており、区長就任後の2020年1月に「中野駅新北口駅前エリア再整備事業計画」を策定し、「拠点施設の中核となる多目的ホールは、中野サンプラザのDNAのひとつであるポピュラー音楽の公演を主用途として整備・誘導し、ブランドを追求します。」と記載するなど、中野サンプラザの魅力を承継し、文化・芸術等の発信拠点へと誘導する方針を示しました。

どのような人が集まりどのような活動がなされるのか、街づくりの具体的なイメージがしっかりとしていたために、事業を白紙化するという難しい決断をすることができたのだと思います。

空間がもたらす機能からアクティビティの価値へ

国土交通省が設置した「今後の市街地整備のあり方に関する検討会」は、人口減少や少子高齢化が進行し、行政の財政的制約も厳しくなる社会においては、行政が中心となって土地を整形し大規模な建物をつくる再開発から、街づくりのビジョンを共有し、公民連携で多様な手法を組み合わせるエリア全体を複合的に更新する取り組みへの転換が必要であると提言しています。これまでの再開発においては「空間がもたらす機能」が重視されていたのに対し、これからの街づくりでは「アクティビティがもたらす価値」が重視されるべきであるとされます。街につどい、街でつながった人々が、アクティビティを起こし、市街地を「つかいたおす」ことによって、街の持続性を高めるのだといいます。

中野サンプラザ再開発事業の白紙化も、アリーナという空間の機能ではなく、文化・芸術等の発信というアクティビティの価値を重視した結果とみることができるのではないのでしょうか。

2026年3月には、中野サンプラザの新たな事業計画の策定が予定されています。区長の思い描くアクティビティの価値を実現しつつ、いかにして事業費用を捻出するのか、中野区の挑戦を期待して待ちたいと思います。

国土交通省

「今後の市街地整備のあり方に関する検討会」

https://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urbanmainte_tk_000071.html





生活単位の多様化と成年後見制度改正

弁護士 二宮 淳次



高齢者の大幅な増加と生活単位の多様化

戦後80年の間に日本の人口構成が大きく変わるとともに生活する単位も多様になりました。総務省統計局の資料によれば、高齢者（65歳以上）及び後期高齢者（75歳以上）の割合は、次のとおり戦後間もないころから現在に至るまでに大幅に増加しています。

	人口	高齢者	後期高齢者	認知症・MCI
1950年	8320万人	411万人(4.9%)	106万人(1.3%)	—
2022年	1億2471万人	3627万人(29.1%)	1937万人(15.5%)	1001.7万人

また、総務省統計局の資料によれば、50歳時点において1度も婚姻していない人についても、戦後間もないころから現在に至るまでに次のとおり男女ともに大幅に増加しており、生活の単位が多様化していることも分かります。

50歳で一度も婚姻していない人の割合

	男性	女性
1950年	1.45%	1.35%
2022年	28.25%	17.81%

多様化する生活単位と後見制度の問題点

高齢者が今後、さらに増加していくことが想定されており、また、単身者の世帯が増えていくなかで、認知症や軽度認知障害（MCI）になった高齢者はどのように意思決定を行っていくかとの問題があります。

自分のことをよく理解してくれていて頼ることのできる親族やパートナーが存在する場合には、その方たちのサポートを受けるという方法もあります。しかし、そこまでのサポートをしてくれる方がいない場合や遺産分割や示談交渉などの法的な問題に直面したときには代理人が必要な場合も出てきます。

このような場合に、現行の成年後見制度が誰にとっても利用しやすい状況かという点と必ずしもそうではありません。これは、現行の成年後見制度が、認知症及びMCIの高齢者のうちの約2.5%の方にしか利用されていないことから分かります。

積極的に利用されない原因は、①現在の成年後見制度が「包括的な」代理権及び取消権を前提とした代行的意思決定制度であること、②遺産分割や示談交渉など意思決定の代行が必要となる事象が解決しても判断能力が回復しない限り成年後見制度の利用を終了することができず、③その間、決して安くはない報酬を成年後見人に対して支払い続けなければならないこと等が考えられます。

法制審議会による中間試案

上記問題点を踏まえて、法制審議会（成年後見等関係）部会において民法（成年後見等関係）等の改正に関する中間試案が取りまとめられ、現在パブリックコメント手続が実施されています。

原因①については、ご本人が遷延的意識障害等によって意思表示をすることができないような場合を除いて、「特定の事項」について、ご本人を「保護」する必要がある、その事項について本人の「同意」があることを要件として代理権・取消権を付与する方法が検討されています。

②③については、法定後見に係る期間を設定し、期間満了時のご本人に対する「保護」の必要性に応じて更新の要否を判断する方法についての検討が進められています。また、ご本人の「保護」の必要性が無くなったと判断された場合には法定後見を終了させる方法についても検討が進められています。さらに、成年後見人の業務に問題が無い場合においても、ご本人の利益のために必要がある場合（紛争が生じて専門職後見人が必要となった場合、紛争が解決して専門職後見人が不要となった場合等）には成年後見人の交代を目的として成年後見人を解任する方法についての検討も進められています。

このように、現行の成年後見制度の問題点を解消する方向での検討が進んでおり、現在の検討内容が実現すれば、より利用しやすい制度となると考えられます。

意思決定の指針の作成と引き継ぎ

ただし、成年後見制度がより利用しやすいものとなったとしても、自らの意思決定の一部を他人に委ねる可能性のある制度であることに変わりはありません。

そうすると、ご自身が認知症になった場合に備えて、ご自身がどのような場所でどのように生活したいのか、ご自身の価値判断として大切にしたいと考えるものの優先順位について現実的な指針を残しておく必要があります。そして、この指針が成年後見人に引き継がれることとなれば、成年後見人も、成年被後見人が何を望んでおられるか判断するための指針を得ることができます。その結果、ご自身が希望していた老後に近い生活を送ることができる可能性が高まることとなると考えます。

高齢者にならうかという年齢を迎えられるに当たっては、このような指針をご自身で作成し、見付けやすい場所で保管するか、信頼できる近しい方に預けておかれることをお勧めいたします。



拘禁刑の創設 —「懲らしめ」から「再犯防止」へ—

弁護士 中馬 康 貴



「懲役刑」・「禁錮刑」が廃止に

今年の6月1日から改正刑法が施行され、「懲役刑」と「禁錮刑」が廃止されました。その代わりに新たに創設されたのが「拘禁刑」です。

明治40年(1907年)に刑法が制定されて以降、118年ぶりに刑罰の概念が変わり、その趣旨が「懲らしめ」から「再犯防止」へと軸足を移すことになり、刑罰のあり方が大きく変わることになります。以下、ご説明します。

刑罰の種類

わが国における刑罰には死刑、懲役、禁固、拘留^(注1)、罰金、科料及び没収の計7種類の刑罰が存在していました。この内、懲役と禁固については、いずれも刑事施設(刑務所)に収容されることにより刑が執行される点においては共通するものの、懲役は「所定の作業」への従事が義務付けられるのに対し、禁固はその義務がない点で異なり、この意味において、禁固よりも懲役の方が重い刑罰になります。

「懲らしめ」から「再犯防止」へ

今回の法改正に至った大きな理由^(注2)として、再犯防止が大きな社会的課題となっていることが挙げられます。受刑者に占める再犯者の割合は、男性は55.0%、女性は48.0%と高い水準にあります(いずれも令和5年)^(注3)。また、高齢者や精神障害を持つ受刑者も一定の割合を占めており、新受刑者に占める65歳以上の高齢者の割合が13.8%、精神障害を有する者の割合が15.3%となっています(いずれも令和3年)^(注4)。単に、刑務所の中で画一的な刑務作業をさせておけばよい状況ではなくなっているわけです。

そこで、懲役刑と禁固刑を廃止して拘禁刑に一本化するとともに、改正後刑法12条において「拘禁刑は、刑事施設に拘置する」「拘禁刑に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる」と定め、条文上、「再犯防止」の目的を前面に謳ったこととしたのです。

そして、拘禁刑の創設に伴って、刑務所も変わろうとしています。

法改正前(懲役刑)の場合、懲らしめとしての刑務作業が優先されることにより、改善・更生や社会復帰のために必要な指導などを行う時間を十分に取れない問題点がありました。

この点、拘禁刑下では、計24の矯正処遇課程(プログラム)が新設され、受刑者の特性に応じて、必要な処遇を実施できるようになります。

例えば、薬物事犯であれば、依存症回復処遇課程において、薬物依存症からの回復に主眼をおいたプログラムを組むことができます。また、高齢者であれば、高齢福祉課程において、認知機能及び身体機能の維持・向上のために作業療法士などによる定期的な助言・指導を受けたり、必要に応じて福祉との連携を図ることができます。

塙の中の生活と社会生活の連続性を確保する

弁護士1年目の頃、ある再犯者の刑事弁護を担当したことがありました。面会時、私が「なぜ再犯をするに至ったのか」を聞くと、「刑務所に戻った方が楽だから」と言われ、衝撃を受けた記憶があります。

当時は衝撃を受けたものの、よく考えると、その感覚も十分あり得るように思います。刑務所内では衣食住が確保されており、決められた生活リズムの中で、決められた刑務作業に従事すれば良かったわけです。しかし、社会生活に復帰したらそうはいかず、その意味で、塙の中での生活と出所後の社会生活との間には「乖離」が存在し、刑務所内処遇が「懲らしめ」にすらならず、再犯に繋がっている実態もあったのです。今回の法改正やそれに伴う刑務所内での処遇の変化は、塙の中での生活から社会復帰への橋渡しになることが期待されます。

刑事弁護における「再犯防止」

ちなみに、刑事弁護事件を担当する際も、単に被害弁償をしたり謝罪するだけではなく(もちろんこれらは必須ではあるのですが)、社会生活への復帰を見据えた再犯防止に向けた活動を求められます。犯行に至った原因を分析すること、原因を踏まえた再犯防止策を考えること、そして、再犯防止策の内容を自分の言葉で説明できるようにし、実行できる環境を整えることが求められるのです。

私たち弁護士が関わるのは、主として再犯防止に向けた「入口」の部分です。今回の法改正で、入口から出口(社会復帰)に至るまで、一貫した再犯防止のための活動を継続させることによって、再犯率が下がることを願うばかりです。

(注1) なお、拘留も、懲役や禁固と同様、刑事施設に収容される点で共通していますが、期間が短い点(1日以上30日未満)に特徴があります。今回の法改正で拘留は残りましたが、拘禁刑の規定と平仄を合わせる形で、「改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる」条項が新設されています(刑法16条2項)。

(注2) その他、禁固刑の受刑者の大半が自主的に刑務作業に従事している実態があり、懲役と禁固を区別する意義が薄れているという事情もありました。

(注3) 令和6年版犯罪白書 第5編第3章1

(注4) 令和4年版再犯防止推進白書 特集記事第2節1



不祥事における問題の深刻化を防ぐには — フジテレビ問題を契機として —

弁護士 井口奈緒子



絶えない不祥事

不祥事は、昔も今も変わらず存在し、これにより企業が責任を問われることは明らかなですが、フジテレビでは、2024年12月に今回の事案が明るみに出て以降、スポンサー離れが加速し、業績悪化、信頼失墜を招き、上場以来初めての最終赤字を記録し、経営陣が刷新されるなど、その影響は重大かつ深刻です。

しかし、なぜここまで問題が大きくなり、企業の存続自体が危ぶまれるまでの問題へと発展してしまったのでしょうか。

フジテレビの事案

(1) 初動対応の誤り

2025年3月31日付で第三者委員会による調査報告書（以下「報告書」といいます。）が公表され、フジテレビが、著名タレントN氏と女性Aとの間で発生した事案（以下、報告書と同様に「本事案」といいます。）に対する対応を誤った大きな要因は、社長（当時）を含む幹部3名のみで、本事案を「プライベートな男女間のトラブル」と即断した点にあると指摘されました。報告書では、経営上の重要な意思決定を、「被害者と同じ女性が関与しない同質性の高い壮年男性のみで行われたことに驚きを禁じ得ない」とまで表現されています。

(2) 人権意識の低さと変わらない企業風土

報告書では、本事案への対応について、社長（当時）ら3名の「性暴力に対する無理解と人権意識の低さ」も指摘されています。

この点に関連して、2025年7月6日放送のフジテレビの検証番組では、「年齢・性別・容姿に基づいて呼ばれる会合の慣行」の存在が明らかにされ、経営トップであった社長さえも、自身が選別した若手女性社員のみと過去に何度も会合を行っていたことが明らかになりました。社長（当時）本人は、「今の時代だと許されない」と述べていましたが、私は、まさにこのコメントこそが、人権意識の低さ、感度の鈍さをすべて物語っていると感じました。

報告書では、「ハラスメントが容認されやすく信賞必罰が徹底されない企業風土」と表現されているほどで、本事案は、長年の変わらない企業風土、事なかれ主義が露呈した結果といえます。

(3) 人権問題に対する体制の形骸化

他方で、フジテレビの社内や社外には、内部通報規程に基づく通報窓口やハラスメント事案に関する相談の窓口が複数設置されており、旧ジャニーズ事務所問題を受けて、2023年11月末には人権方針が策定されるなど、形式的には人権問

題に対する体制整備がなされていました。

しかし、報告書では、「人権救済に関する相談・通報体制の実効性の欠如」が指摘されたほか、「人権方針自体は（社内に）全く浸透していない」と評価されており、整備されていたはずの体制は形骸化していたことが明らかにされています。会社が設けている通報・相談体制に対する信頼性の欠如の背景には、「相談しても対応してもらえない」「まともな調査もされず黙殺された等」、ハラスメント事案に関する会社の対応への不信感があると指摘されています。

実際に、本事案は深刻な人権侵害が疑われる事案であったにもかかわらず、当時の社長を含む幹部ら3名は、女性A、N氏、関係者に対するヒアリングを一切行いませんでした。事案に関する情報収集すらせずに、「女性Aが笑顔で番組に復帰するまで何もしない」という大方針を決定していたのです。

私自身、ハラスメント相談対応や調査について、僅かながら経験しましたが、少しでも人権侵害やハラスメントの疑いがある案件では、まず相談者（被害者）に対し、調査するか否か、調査の範囲、情報共有範囲などについて意向確認をすることが鉄則です。本事案でそれすらもしていないというのは、本当に何もしていなかったのだと言わざるを得ませんし、これまでも企業として同様の対応をとってきたことが容易に推測できます。

地道な体制づくりを

上述のように、フジテレビでは、初動で、本事案を単なるプライベートの問題と片づけ、組織として問題を放置したことにはじまり、社外に表面化したあとも、報道機関でありながら動画撮影禁止の記者会見を開いたことで、隠ぺい体質が見え隠れし、世間から経営陣の姿勢に対する非難が相次ぎました。不適切な対応が何層にも重なって、親会社を含む企業全体の信頼失墜につながったといえます。

不祥事はすべて、小さいところから始まります。その傷が浅いうちに適切な対処をすることで、問題の深刻化を防ぎ、企業への悪影響に歯止めをかけることができるはずです。

そのためには、まず問題を「放置」しないこと。放置しない・させないためには、人権に関する「感度」を上げていくことが重要です。そして、相談者の意向を汲みながら、必要に応じて当事者及び関係者へのヒアリングを行い、正確な事実関係の把握に努める。その上で、企業の対応方針を決定する。

これを実現するには、問題に気づいた社員や被害者が声を上げやすい体制づくりが必須です。経営陣が、社員からの相談や声を真摯に受け止めて対応する姿勢を積極的に社内外に示すことも重要となります。これらは一日二日でできることではありませんので、粘り強く、地道に、好ましい企業風土を作るべく、各企業の取組みが望まれます。



いじめ調査第三者委員の難しさとやりがい — いじめ調査に関わる弁護士の立場から —

弁護士 福永 晃一

学校におけるいじめ問題状況

全国の小・中学校や高等学校等でのいじめの認知件数は、2023年度では過去最多の73万2568件にのぼり、そのうちいじめ防止対策推進法（以下「法」といいます。）に規定する「重大事態」^(注1)と認定された件数も1306件と過去最多を更新しました^(注2)。

法第28条第1項によると、「重大事態」を把握した学校の設置者および学校は、速やかに調査組織を設置したうえで、「重大事態」に関する事実関係を明らかにするための適切な調査を行わなければなりません、かかる「重大事態」の適切な調査を実施するために、文部科学省は「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を作成しており、令和6年8月末には同ガイドラインが大幅に改訂され（以下「改訂版GL」といいます。）^(注3)、それから1年を迎えようとしています。

改訂版GLでは、「重大事態」の調査においては、専門的見地からの詳細な事実関係の確認や調査組織の公平性・中立性を確保するため、対象児童や保護者が第三者が調査に関わることを望まない場合等特段の事情がある場合を除いて外部専門家である第三者が調査に加わることが望まれるとされています。

令和6年以降の「重大事態」発生件数に関する統計結果は発表されていませんが、統計によると近年の「重大事態」発生件数が増加傾向にあること（コロナ禍を除く）を踏まえると、令和6年以降も多くの外部専門家が第三者委員として「重大事態」の調査に当たっているものと考えられます。私も、学校問題に関心を持つ弁護士として、これまで複数の「重大事態」調査に第三者委員として関与してきました。その経験も踏まえて、第三者委員としての、「重大事態」の調査の難しさとやりがいについて述べます。

事実調査段階における難しさ

まず、調査において根幹となるのは事実認定です。

この点、弁護士は訴訟実務で培った事実認定の手法を活かし、限られた資料等から何を認定できるかを見極め、教育・心理・医学など他の専門委員の分析の基礎を整え、調査の軸を形づくる役割を担います。

ただし、調査委員会は、資料提出や聴取に強制力を持たず、当事者による主体的な資料提出も期待できない場合があります。関係児童や保護者が話すことを拒否したり、対象児童が過去のトラウマを想起することに強い抵抗を示したりすることもあります。

そのため、調査委員会としては、可能な限りの事実認定を行うために、調査期間中、児童の保護者等と丁寧にコミュニケーションを重ね、中立性を保ちながらも調査委員会に対する

安心感や信頼を得る努力が不可欠であると感じています。

改訂版GLにおいても、「重大事態」調査が関係者の協力を前提とした調査であり、詳細な事実確認を行うためには、関係児童や保護者の協力が重要であることから、関係児童を含む児童や保護者への事前説明の手順、説明事項及び説明にあたっての留意点が詳細に記載されており、これを参考にしつつ個別具体的な事案に応じた対応をしています。

報告書作成段階における難しさ

改訂版GLでは、改訂前のGLには明示的に示されていない、報告書に記載すべき標準的な項目や記載内容例が具体的に示されています。

その中で、「当該事案の事実経過から認定しうる事実」として、認定した事実に基づき、何が「いじめ」に該当し、それが対象児童の重大な被害と関係しているかどうかを評価して記載する必要があり、この部分の記載は、対象児童および保護者にとって関心の高い内容の一つです。

もともと、調査委員会はあくまで聴き取り等の内容や収集した資料に基づいた事実認定と評価を行うため、対象児童及び保護者の望む結果がそのまま反映されるとは限りません。そのため、対象児童及び保護者が認定を強く望んでいた事項について、なぜそのような評価とならなかったのかを、報告書内で丁寧に説明するといった配慮が必要となります。

また、報告書においては、再発防止の観点から、学校等の組織的対応に関する事実認定及び評価を行い、再発防止に向けた提言をすることも求められます。

整理した事実経過をもとに、「他にどのような対応が可能だったか」といった観点から積極的に委員間での議論を起こしていくことが必要です。

ときに学校側にとって厳しい意見を記載することもあります。が、同種事案の再発防止という調査の目的を考えると、可能な限り具体的かつ実効性ある提言を行うことが重要だと感じています。

活動を通じて感じるやりがい

調査を通じて、対象児童の保護者から労いの言葉をいただいたり、学校側が真摯に結果を受け止め、再発防止に向けた改善に取り組む姿勢を見せてくださったりすると、調査委員として活動してきた意義を強く感じます。

冒頭に記載のとおり、いじめ重大事態の件数は年々増加しておりますので、当事者（児童、学校等）にとって意味のある調査を行うことには大きな意義があるとの信念のもと、今後も第三者委員として選任をされた場合には、活動を続けていきたいと考えています。

(注1) 法第28条第1項では、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（1号重大事態）又は「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（2号重大事態）のいずれかに該当する場合を「重大事態」と定義しています。

(注2) 文部科学省「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果 概要」https://www.mext.go.jp/content/20241031-mxt_jidou02-100002753_2_2.pdf

(注3) 文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂について（通知）」https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1400142_00006.htm



公益通報者保護法改正とフリーランス

弁護士 山添 慎一郎



令和7年公益通報者保護法改正

令和7年6月に公益通報者保護法の改正法案が国会で可決されました（令和7年6月11日公布、同日より1年6か月以内に施行）。

公益通報者保護法は、一定の事実（通報対象事実）についての役員・従業員等の方（退職後1年以内の方を含む。）による通報を「公益通報」と位置付け、この公益通報について事業者等に一定の対応を求めるとともに、通報者を保護するルールを定めています。今回の法改正により新たにフリーランス^{（注1）}の方も公益通報者（公益通報を行うことができる主体）の範囲に含まれるようになります。

具体的には、現に業務を受託中であるか又は過去1年以内に業務を受託していたフリーランスの方も、業務提供先の事業者や業務提供先の事業者へ業務を請け負わせている請負元の事業者について公益通報を行うことが認められるようになります（第2条第1項第3号及び第4号）。

法改正の意義

今回の法改正は、フリーランスの方の権利の保護や救済に資するという側面も有しますが、それだけでなく、フリーランスの方が公益通報者の資格を得ることにより、公益通報制度が非常に活性化される可能性も秘めています。

すなわち、公益通報者保護法の下では、公益通報者を特定する行為を行ってはならないとされており、また公益通報を理由とする通報者の不利益取扱いが禁止されていますが、この点を踏まえても、現行法上公益通報を行う資格を有する役員、従業員、派遣労働者の方にとっては、通報対象者やその関係者からの直接・間接の報復や不利益取扱いのおそれや不安は必ずしも十分に払しょくされるものではない可能性があります。また、退職後1年以内の方についても、退職の原因となった出来事の影響や退職後の生活の立て直しの必要性により、通報を行う余裕がないということも考えられます。このため、役員・従業員等の方が、現に働いている職場で公益通報を行うことや、退職から間もない時期に公益通報を行うことのハードルは低いとはいえません。

この点、組織に属する役員・従業員等とは異なる立ち位置を有し、また同時並行的に複数の業務提供先と仕事をす

ることが少なくないフリーランスの方が（過去1年以内に業務を受託していた方も含め）公益通報の資格を得ることは、公益通報制度を活性化し、これまで認知されていなかった様々な通報対象事実が認知される契機となる可能性があります。

事業者側の留意点

ところで、事業者の方の立場では、改正法の施行に向け、自ら又は請負先が業務を委託しているフリーランスの方からの通報についても、公益通報に該当する可能性がある通報として、通報者への通知や調査といった対応を検討する必要があります。ことに留意いただく必要があります（書面での公益通報につき20日を経過しても調査を行う旨の通知がないか、正当な理由なく調査を行わない場合には、3号通報と呼ばれる外部の第三者への通報が行われる可能性があります。）。

併せて注意しておきたいのは、今回の改正で新たに明文化される通報妨害の禁止（第11条の2）と秘密保持との関係です。フリーランスの方へ業務を委託する際には、契約書に秘密保持条項が盛り込まれるのが通常であり、一般的な秘密保持条項が通報妨害の禁止に該当する可能性は低いと考えられますが、行政や外部の第三者への公益通報を特に禁止する文言を盛り込んだり、あるいは一般的な文言の秘密保持条項であってもその存在を指摘して通報対象事実の通報行為について契約違反に該当する旨の指摘を行ったりする行為は、条項の効力が認められないことにとどまらず、外部の第三者への通報（いわゆる3号通報）の要件を充足させる行為と評価される可能性が高いため、このような対応が行われることがないように周知を図っておくことが重要であると考えます。

おわりに

今回の法改正は、公益通報制度を非常に活性化する可能性を秘めています。組織内の問題を早期に是正し、被害の未然防止・拡大防止を図るという公益通報ないし公益通報者保護制度の意義に立ち返り、寄せられた公益通報を最大限に活かすことができるよう、現行法下での対応の点検と改正法への対応の準備を進めていきたいところです。

（注1）法律上の用語は「特定受託業務従事者」であり、いわゆるフリーランス新法の定義が借用されています。



「随意契約」について考える

弁護士 稲田 優

「随意契約」とは

コメの価格高騰への対策として、政府備蓄米が「随意契約」によって放出されることとなり、「随意契約」という言葉が連日ニュースで報じられました。

「随意契約」とは、競争入札によらないで、国や自治体が任意に特定の相手方を選択して締結する契約方法をいいます。民間の契約においては、「契約自由の原則」の下、契約の相手方についても自由に選択することができますが、税金を財源とする国や自治体が締結する公契約においては、その公的な性格から、国については会計法、自治体については地方自治法の規定により、競争性、透明性、経済性等に最も優れた「一般競争入札」によることを原則とし、法定された一定の場合に限ってのみ、「指名競争入札」、「随意契約」によって相手方を選択し、契約を締結することが認められています。

自治体の公契約をめぐる状況の変化

私は、十数年、自治体の法務に携わってきましたが、自治体において、契約締結にかかる手続、費用等の負担が少なく、信頼ある事業者を選定できる「随意契約」のニーズはとて高く^(注1)、事業部門の担当者の認識としては、競争入札によることの「原則」と「例外」が逆転してしまっているように感じることすらあります。このような状況に対して、「随意契約」の適正さをどう確保するのが、多くの自治体における大きな課題の一つとなっています。

とりわけ、かつては、自治体において全ての仕様を細かく定めて発注することが一般的でしたが、昨今は、社会が急速かつ広範に変化する中で、行政活動においても、民間との「対話」を通じて、民間のノウハウや技術を活用することが求められるようになっており、契約の相手方の選定においても、価格による競争に適さない場合が増えているばかりか、民間との「対話」を通じて得られた情報を、競争性、透明性が要求される契約手続に際してどのように取扱うのか、より慎重な対応が必要になっています。

その一方で、価格による競争の結果、期待していた履行が確保できず、いわゆる「安かろう、悪かろう」の状況に陥ってしまったトラブルも、いくつか目にすることがあり、法の定めるルールに則って、いかにうまく契約の相手方を選定するのが、正に思案のしどころだと実感しています。

「随意契約」と自治体の裁量

(1) 自治体における「随意契約」の許容要件を定める地方自治法施行令167条の2第1項各号のうち、実務上問題となることが多いのは、「その性質又は目的が競争入札に適し

ないもの」と定める2号該当性です。この要件については、競争によるよりその契約の目的、内容に相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定して契約を締結する方が、契約の目的達成等に資し、当該自治体の利益増進につながると合理的に判断される場合も含まれ、その該当性は、自治体の契約担当者が、その裁量判断により決定するとの判例が確立しています。

そこで、特定の事業者しか提供できない特殊な技術を要する請負契約など2号該当性が明確な場合だけでなく、地元産業の保護、公有地売却後の相手方の土地利用計画と自治体のまちづくり事業との整合性など、当該自治体の施策を踏まえた政策的な考慮を要する場合も2号に該当し得ると考えられています。

また、複数の事業者から技術提案等を受け、提案内容を審査して最適な事業者を選定する「公募型プロポーザル方式」による場合は、上記2号に該当する「随意契約」の典型例の一つです。よく混同される手続きとして「総合評価方式」がありますが、「総合評価方式」は「競争入札」の一類型として地方自治法に定められた手続きで、全く別のものです。価格以外による評価を取り入れたい場合には「総合評価方式」によるべき、というのが地方自治法の基本的な考え方ではありますが、事業者の企画力や創造性等をより柔軟に事業に反映させ得る手法として、「公募型プロポーザル方式」も広く活用されています。

(2) 上記の随意契約が許容される要件に該当するとして、競争入札を行うことなく「随意契約」をなしうる場合であっても、特定の一方のみをその相手方とすること（「一者随契」や「特命随契」と呼ばれています。）については、更に慎重な対応が求められ、同種事業者の技術力や実績等を調査し、相手方しか当該業務を履行できないのかを確認したり、複数の事業者による見積合わせ等を通じて価格の適正性を確認する等して、競争性、透明性、経済性をできる限り確保すべく、十分な調査、検討を行うことが不可欠です。

「公募型プロポーザル方式」による場合は、競争性、透明性は確保されていると評価できることが多いですが、案件によっては、「価格点」を評価の要素とすることで経済性にも配慮をしていることもあります。

(3) 上述のとおり、公契約をめぐる状況も大きく変化していますが、自治体は「住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げる」との使命を帯びており、契約事務においても、これが適切に実現されるよう、引き続き注視していきたいと思えます。

(注1) 随意契約が許容される事由の一つで、予定価格が一定の基準額を下回る場合（「少額随契」と呼ばれています。）の基準額について、昨今の物価高騰や事務の効率化の観点から、令和7年4月1日施行の改正により半世紀ぶりに引き上げられました。

指定管理者制度問題解決ミーティング in 北九州

一昨年度より、各自治体の関係部署の方にご参加いただき、指定管理者制度の勉強会を開催しています。この勉強会は、当事務所の前代表井口寛司が執筆を担当した『指定管理者制度問題解決ハンドブック』で示された制度運営上の課題認識を深掘りし、よりよい



北九州市では、令和6年度より、「事業者の挑戦を応援する新たな指定管理者制度へ」^(注1)をテーマに制度運営の改革に取り組んでおられ、その先進事例を学ばせていただくべく、勉強会メンバーで北九州市を訪問させていただきました。全国の自治体にお



制度運営のためのヒントを得ることを目的としています。同書の編著者である宮脇淳先生（株日本政策総研代表取締役、北海道大学名誉教授）にもオブザーバーとしてご参加いただき、ご意見を頂いております。

いて、指定管理者の公募に手を挙げる事業者が減少している中、いかにして事業者にも魅力ある制度運営を実現するかが問われています。北九州市の取り組みを参考に、これからも各自治体の皆様と議論を深めていきたいと思ひます。



(注1) <https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/25800011.html>

第13回政策コンテンツ交流フォーラムKOBÉを開催しました

2025年7月18日に第13回目の「政策コンテンツ交流フォーラム KOBÉ」が開催されました。今回は、公益社団法人小さないのちのドアの代表である永原郁子様に「頼る人のいない妊産婦支援を通して」～小さないのちのドアから見えるもの～をテーマにご講演をいただきました。永原様は、思いがけない妊娠や育児で追い詰められている女性と赤ちゃんのために24時間365日いつでも相談できる窓口を運営するほか、生活支援や自立へのサポートを行っておられます。

2007年に熊本で始まった「赤ちゃんポスト」、その試みが2025年4月には東京都内の病院でも始まり、同年5月1日に実際に赤ちゃんが預けられていたことが報道されましたが、「小さないのちのドア」では、赤ちゃんだけでなく女性の「いのち」も守るため、助産師などの専門家スタッフがサポートにあたっておられることや近年力を入れておられるとい

う学校での性教育活動についてもお話しいただくなど盛りだくさんの内容で、参加者の皆様はその活動に感銘を受けかつ様々な点について考えさせられています。ご苦労が多いであろう活動をされているにも関わらず、永原様は元気いっぱい楽しそうですらあり、その秘訣は何か、という質問もありました。



本フォーラムでは、引き続き、国・地方自治体・民間企業のメンバーの皆様と政策的課題を多面的に検討する勉強会を続けてまいります。（次回フォーラムは11月に開催予定です。）

「合意形成学」を受講してきました！

第10回政策コンテンツ交流フォーラム KOBÉ でご講演いただきました高田知紀先生（兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 准教授）の合意形成学を受講してまいりました。元町商店街のこうべまちづくり会館で、2025年6月に3回にわたって実施され、第1講は「理論」第2講は「技術」第3講は「実践」。姫路や大阪から片道2時間程度かけて来られている人もおられ、隣に座った人はメーカーの製造部門におられて、職場の合意形成が中々難しく興味を持って来た、とのことでした。

各1時間30分の講義は毎回、あっという間。質問もし切れませんでした。今、参院選に向けて各政党の党首などが意見を述べ合っていますが、それは決して混ざり合うことなく合流することなくただただ個別に流れていくだけのようで虚しさも感じるところですが、民主主義にこそ合意形成学が活かされればと思うのでした。

(2025.7.15 弁護士石橋伸子)

オンライン勉強会実施中です

当事務所では、顧問先の皆さまを中心としたオンライン勉強会を定期的に開催しております。各テーマともに多くのご参加を頂き、ご好評を頂いております。誠にありがとうございます。今後も、皆さまのお役に立てるよう様々なテーマで開催して参ります。ご参加を心よりお待ちしております。

また、ご要望に合わせた個別の勉強会・研修会の実施も承っておりますので、どうぞお気軽にご相談くださいませ。

【2025年実施テーマ】「カスタマーハラスメントへの組織的対応（中馬弁護士）」「やさしい知的財産法（山添弁護士）」「下請法の改正（井口奈緒子弁護士）」

※次回は9月下旬頃の開催を予定しております。



弁護士 石橋伸子
弁護士 二宮淳次
弁護士 山添慎一郎

弁護士 高島 浩
弁護士 中馬康貴
弁護士 稲田 優

弁護士 高橋弘毅
弁護士 井口奈緒子

弁護士 平田尚久
弁護士 福永晃一
(兵庫県弁護士会所属)



弁護士法人 神戸シティ法律事務所
<https://www.kobecity-lawoffice.com>

〒650-0033 神戸市中央区江戸町98番地1 東町・江戸町ビル5階
TEL/078-393-1350 FAX/078-393-2250